資料2－1

第2次草津市自転車安全安心利用促進計画（素案）
概要版

草津市

■計画策定の趣旨

自転車は、通勤、通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に無くてはならないものとなっています。一方で、草津市内では交通事故総数に占める自転車事故の割合や、自転車盗難の発生件数が高い水準で推移し、自転車の利用環境は良好な状態とは言いがたい状況となっており、自転車利用者のルール遵守、自転車事故の防止や事故被害者に対する賠償の備えも必要となっています。

これらの背景から、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」（平成26年（2014年）7月1日施行）（以下「自転車条例」と記載）第14条に規定する「草津市自転車安全安心利用促進計画」（以下「本計画」と記載）を平成28年（2016年）3月に策定しました。

令和8年（2026年）5月29日には、国において第3次自転車活用推進計画が閣議決定されました。同計画では、自転車の活用が、生活の質の向上、まちの持続可能性の向上、人中心のまちづくりなどに寄与する、多様で多面的な価値を有するものとされ、安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した、豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す方向性が示されています。

この度、自転車の安全で安心な利用の促進を図るための取組を継続しつつ、国の第3次自転車活用推進計画が目指す方向性、モビリティの多様化や改正道路交通法の施行等の社会情勢の変化に対応するため、令和9年度（2027年度）以降の10か年に取り組むべき自転車政策の方向性および施策等を定めた「第2次草津市自転車安全安心利用促進計画」を策定します。なお、本計画は、自転車活用推進法第11条に規定される「市町村自転車活用推進計画」として位置付けるものです。

■計画の概要

計画の対象地域：草津市内全域を対象としています。

計画の対象者　：自転車利用者、歩行者、自動車利用者などすべての道路利用者、また、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例の第2章に定める行政、市民、保護者、学校、事業者および自転車小売業者も対象とします。

計画目標年次　：令和9年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）の10年間とし、令和13年度に前期（5年間）の目標達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■本計画で目指すべき将来像

根拠条例や国、県計画および上位計画などをふまえて 、本計画で目指すべき具体的な将来像を設定します。

目指すべき将来像（ビジョン）

自転車を知り　自転車に乗り　自転車を感じる　健幸なまち 草津

自転車の活用により

- 事故の心配なく安全・安心に移動できる・公共交通を使いやすく、移動の不自由を感じない
- 心身ともに健康に暮らせる・ゼロカーボンシティの実現に貢献している

〈根拠条例〉

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

第2章　個々の責務各主体の役割を明確化し、取組を推進
第3章　安全で安心な利用の促進に関する施策　市が実施する安全利用促進
第4章　施策を規定　自転車安全安心利用促進計画条例に基づく施策を具体化する計画を規定

〈国計画〉

第3次自転車活用推進計画

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した 豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

〈県計画〉

第3次滋賀県自転車活用推進計画

作成中

〈上位計画〉

草津市総合計画

ひと・まち・ときをつなぐ　絆をつむぐ　ふるさと　健幸創造都市　草津

草津市都市計画マスタープラン

市民とともに育み　次世代へつなぐ　利便性と豊かさのある健幸な都市　草津

草津市健幸都市づくり基本方針

「健幸都市づくり」を進めていく上での普遍的な理念や基本的な方向性を示すとともに、各種計画の策定や事業実施の際の指針

〈その他分野別の計画〉草津市地域公共交通計画、草津市交通安全計画アクションプランなど

■課題および本計画の基本目標

自転車利用の実態や社会情勢の変化、前計画の施策評価から見えてくる草津市の課題と、課題等から見える具体的施策の方向性を下記のとおり整理します。

計画の位置づけ

●草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

・自転車の安全な利用
・自転車の盗難の防止
・自転車の利用環境の整備

●第3次自転車活用推進計画(国)

・豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す
・自転車利用の拡大と安全の実現の更なる推進
・ハード・ソフト両面からの施策推進

自転車の特性

・幅広い分野で多様なメリットをもたらす
(ひとの生活の質を高め、まちの持続性を高める)
・自転車の特性を踏まえた配慮が必要
(転倒しやすさ、自動車との速度差・重量差など)

前計画の評価

・自転車通行空間の整備進捗は限定的
・自転車関係事故件数は増加
・自転車駐車場を整備・拡充
・自転車利用の割合は減少

自転車をめぐる現状

●全国的な動向

・モビリティの多様化と自転車通行空間の利用ニーズの拡大
・「交通空白」解消の必要性の高まり
・低炭素な交通手段への転換促進の必要性の高まり
・観光の足の確保や消費拡大に資する回遊手段としての期待
・自転車関係事故の発生状況を踏まえた青切符の導入

●市民アンケート

・市民の約半数が5kmの移動に自転車を利用しても良いと回答
・安全知識・事故への備え(ヘルメット着用・保険加入)の定着不足
・自転車通行空間整備への期待

●移動実態

・自動車中心の移動実態(市外在住者は顕著)
・登校時に多数の自転車利用
・駅・商業施設を中心とする自転車流動

●駐輪環境・盗難

・草津駅で定期利用待ちが慢性的に発生
・自転車盗件数(人口10万人あたり)は県内最多
・放置自転車撤去台数は長期的には減少基調。
コロナ禍により一時的に大きく減少した後、人流の回復に伴い増加

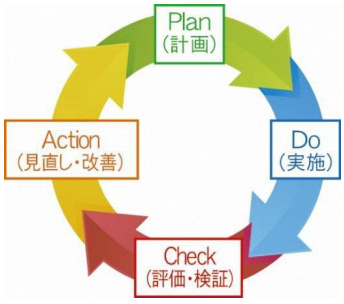
●地域特性・ポテンシャル

・自転車を活用しやすい都市条件
・自転車利用促進の社会的意義が高い

課題	教育・ルール啓発による安全で安心な自転車利用を促進する必要がある	安全で快適な自転車利用環境の整備を進める必要がある	自転車を活用した豊かに暮らせる持続可能なまちの実現を目指す必要がある
基本方針	① 教育、ルール啓発による安全で安心な自転車利用の促進	② 安全で快適な自転車利用環境の整備	③ 自転車を活用した豊かに暮らせる持続可能なまちの実現

■進行管理の考え方

本計画(Plan)を総合的かつ計画的に推進するため、計画にもとづき実行(Do)した施策について、毎年開催する「自転車安全安心利用促進委員会」において、その進捗と効果を評価・検証(Check)し、見直し・改善(Action)に繋げるPDCAサイクルによる進行管理を行うことで、将来像の実現と目標の達成を目指します。



教育、ルール啓発による安全で安心な自転車利用の促進

すべての道路利用者が交通ルールを遵守して事故の発生を防止し、万が一の事故の際に被害が増大しないための取組を推進します

施策	具体的な取組
(1)【重点】世代に応じた自転車の安全で安心な利用ルールの周知	1)自転車の安全利用促進に向けた教室の開催
(2)【重点】自転車の安全利用の啓発・取締り	1)自転車の安全利用に向けた街頭指導・啓発
	2)ヘルメットの着用促進に向けた啓発
	3)警察と連携した違反者指導、取締りの強化
(3)自転車の盗難防止の啓発	1)自転車の防犯診断の実施
	2)自転車の防犯登録、二重施錠(ツーロック)の啓発
(4)自転車の点検・整備の促進	1)自転車利用者への点検・整備の啓発
(5)自転車事故に対する備えの推進	1)自転車利用者への保険加入義務の周知
	2)自転車小売業者からの情報提供の義務化
	3)各種交通安全教室における保険加入の啓発



交通安全教室

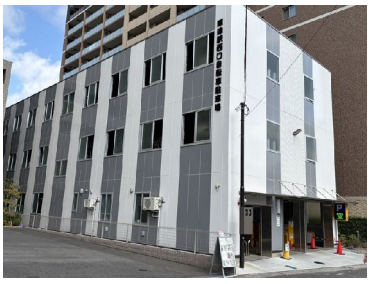


自転車の防犯診断・啓発

安全で快適な自転車利用環境の整備

自転車利用者が、少なくとも安全に走行でき、快適に走行・駐車できる環境の整備により、自転車が移動の一部を自然と担い、誰もが過度に自動車に頼らず移動できる環境を形成します

施策	具体的な取組
(1)【重点】自転車の通行空間の整備(ネットワーク計画)	1)自転車ネットワーク計画の推進
(2)自転車駐車環境の確保	1)自転車駐車状況のモニタリング
	2)多様なニーズに対応した自転車駐車環境の確保
(3)放置自転車の削減	1)放置自転車防止に向けた啓発
	2)放置自転車の撤去



草津駅西口自転車駐車場
(令和7年(2025年)4月整備)

■自転車ネットワーク計画

自転車ネットワーク計画とは、これまで歩行者と一体的に捉えられがちであった自転車を独立した交通手段として捉え、安全で安心して通行できる自転車道または車道等の通行空間の整備により、効率的かつ戦略的にネットワークを構築する計画です。イメージとしては、自転車の主な経路上にある道路が、自動車や歩行者とは原則分離された自転車通行空間を有し、かつ、それが面的に広がっているものを想定しています。

■整備形態の考え方および選定

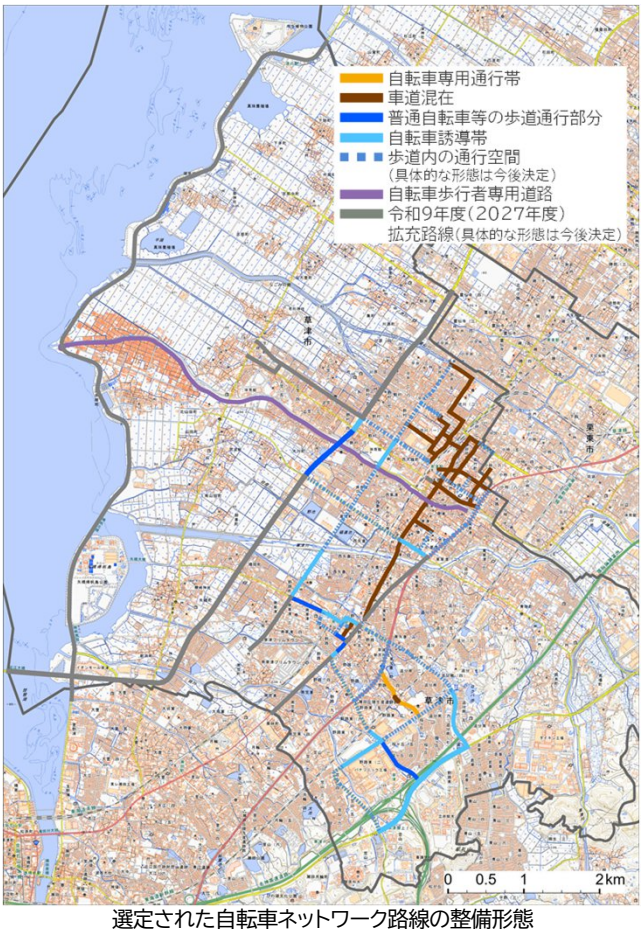
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の選定フローに基づき、各路線の整備形態を選定します。選定に際しては、自転車が徒歩や公共交通と並ぶ重要な移動手段の一つであるという認識のもと、既存の歩道内や車道路肩に通行空間を確保することにとどまらず、ウォーカブル事業等の関連事業と連携し、道路の空間配分の見直しを含めた検討を行います。

なお、本市の交通事情を踏まえ、今回拡充する路線や整備形態が未定の路線については、自転車ネットワーク内での路線の位置づけや交通状況等を確認し、既存の通行空間を活用しつつ、実際に整備を行う段階で整備形態を検討します。

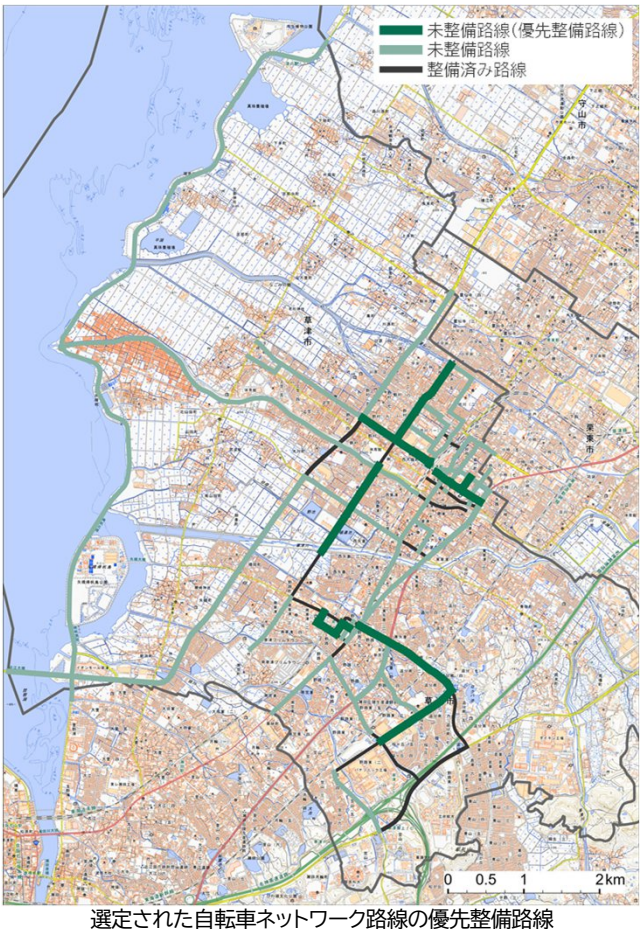
安全で快適な自転車利用環境の整備

■自転車ネットワーク路線の選定

平成27年度(2015年度)に選定した現行の自転車ネットワーク路線を維持しつつ、市境を跨ぐ自転車交通がみられることと滋賀県の自転車関連計画の内容を踏まえ、主に広域的・面的なネットワークの形成に必要な路線を追加します。



選定された自転車ネットワーク路線の整備形態



選定された自転車ネットワーク路線の優先整備路線

自転車を活用した豊かに暮らせる持続可能なまちの実現

自転車の特性を活かし、市民の健康増進や脱炭素化、災害に強いまちづくり、観光振興を推進します。

施策	具体的な取組
(1)【重点】自転車を選択しやすい移動環境の整備	1)シェアサイクルの整備推進
	2)サイクル＆バスライドの推進
(2)持続可能なまちの実現に向けたモビリティマネジメント教育の推進	1)モビリティマネジメント教育による意識・行動変容の促進
	2)住民参加による自転車・歩行者安全マップの作成
(3)環境や健康にやさしい自転車利用の推進	1)エコ通勤の促進
(4)自転車を活用した観光振興	1)シェアサイクルの整備推進
(5)災害時における自転車活用の推進	1)シェアサイクルの整備推進



交通拠点のイメージ

全方針共通の取組

市の広報媒体や公共施設等を活用し、本市の自転車施策に関する情報提供・周知啓発を行います。

■評価・検証指標

本計画にもとづき実施する取組の効果を評価・検証するため、指標と目標値を設定します。

計画の評価に用いる指標には、何をどれだけ実施・整備したかを示す「アウトプット指標」と、施策・取組の実施によって生じた変化や効果を示す「アウトカム指標」があります。アウトカムについては、個々の施策による変化から、基本方針の達成状況、さらに計画全体が目指す将来像の実現状況まで、複数の段階で捉えることができます。

指標の設定にあたっては、計画の達成状況を分かりやすく表すことに加え、毎年度または継続的に計測・把握できることを重視します。また、各基本方針について、アウトカム指標とアウトプット指標を形式的にそれぞれ設定するのではなく、その内容に応じて、成果や進捗を適切に表す指標を選定します。

以上の考え方にもとづき、本計画では、計画全体が目指す将来像の実現状況を確認する指標と、各基本方針の達成状況や施策の進捗を確認する指標を、以下のとおり設定します。

本計画を評価する指標と目標値

施策	具体的な取組	現況（R7）	目標値（R18）
ビジョン 自転車を知り、自転車に乗り、 自転車を感じる健幸なまち 草津	「交通安全対策の推進」の満足度	21.0%	23.3%
基本目標① 教育・ルール啓発による安全利用の促進	交通安全教室等の実施回数	74回	令和7年度を上回る回数
基本目標② 安全で快適な自転車利用環境の整備	自転車ネットワーク計画路線の整備率	（検討中）	（検討中）
	放置自転車撤去台数	335台	令和7年度を下回る台数
基本目標③ 自転車を活用した豊かに暮らせる 持続可能なまちの実現	市内シェアサイクルポート数	0ポート	10ポート

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13-30
TEL 077-561-2355 FAX 077-561-2487
E-mail:kotsu@city.kusatsu.lg.jp
ｳｪﾌﾞｻｲﾄ http://www.city.kusatsu.shiga.jp